

意見書案第 5 号

高齢者が安心して暮らせる介護保険の実現にむけての意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『高齢者が安心して暮らせる介護保険の実現にむけての意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	
〃	〃	増富 理津子
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	横山 榮二
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	西畑 利彦

高齢者が安心して暮らせる介護保険の実現にむけての意見書（案）

高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第1号被保険者が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料を初め社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっている。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を超える市町村で「みなし制度」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっている。京都府内でもこうした事業所の撤退で受けられない、受けるのを控える人が増えている。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に拍車がかかる危険がある。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネージャーが萎縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいる。

これらのたび重なる介護保険制度の改悪によって、国民の中に不安と困難が広がっていることから、下記の項目について見直し、撤回を求めるものである。

- 1 保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するように見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3 サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

意見書案第 6 号

主要農作物種子法復活に関する意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『主要農作物種子法復活に関する意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	米澤 修司
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	青木 綱次郎

主要農作物種子法復活に関する意見書（案）

昨年３月の通常国会で廃止となった主要農作物種子法（以下、種子法という）は、敗戦後の日本が主権を取り戻した１９５２年（昭和２７年）に誕生している。国民を飢えさせないためには、主食となる農産物の良質な種子を安定的に供給することが必要だったからである。

その国民の命と密接不可分の種子法が突然廃止されたのは、内閣府の２０１６年９月に設置した規制改革推進会議が「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」という理由で、廃止方針を打ち出したからである。

また、同じく昨年の通常国会で成立した「農業競争力強化支援法」では、「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」（同法第８条第４号）が義務付けられている。同法に従い、多国籍種苗会社の日本の子会社に、公的機関の知見を提供すれば、それが海外に流出するのは当然である。

ところが、種子法廃止と同時に、種苗法第２１条で認められてきた自家増殖（採種）を、原則禁止の方向で省令の大幅見直しが行われている。その理由は、種苗会社が独占的に種苗を利用できる権利「育成者権」を保護するためであるとしている。

特許や品種登録とは無縁の農家にとって、種子代の高騰や生産者が特許料の支払いを強要される事態、海外の種苗大手への知見流出などの懸念も拭えない。また外資系メーカーの参入により遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安心、安全が脅かされることが危惧され、消費者にとっても影響が大きい。

よって、国においては、種子法に関して、下記の事項を強く求める。

記

- １ 次期国会で、主要農作物種子法復活法案をすみやかに成立させること。
- ２ 国益に反する恐れのある、「農業競争力強化支援法」の第８条第４号を削除すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣